



オアシスは高齢者・障害者総合支援センターです。

オアシス だより

多彩な会員の参加で活性化を期待

— 2004年度の委員会活動 —

設立5周年をむかえるオアシス

東京弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」は、新成年後見制度と介護保険制度のスタートを目前に控えた1999年10月に設立された。以来二百数十名に及ぶ登録弁護士が、年に数回の研修を受けるとともに、電話・来館・出張の相談業務に従事し、あるいは具体的な財産管理や事件の受任を行ってきた。

その活動は、本年10月で早くも満5年を迎えることになり、10月23日には弁護士会館クレオでの5周年記念行事を予定している。

私は、この4月からの新米委員長であるが、ほぼ毎日のように事務局から担当弁護士選任要請等のFAXがはいる状況で、特に出張相談の需要が増加しており、オアシスの活動が相当認知されつつあることを実感している。

会員の豊富な知識・経験を活動に生かして

オアシスの母体である高齢者・障害者の権利に関する特別委員会は、会員の公益活動義務化に伴い、定員が20名増え、70名になった。4月15日の第1回委員会には多数の新入委員が出席されたが、殊に割合に年配

で弁護士経験が豊かであるにもかかわらず、委員会活動は初めてという委員の参加が印象的だった。

その中には、痴呆の義父を自宅介護で看取ったあと、妻はヘルパー1級を、自らは社会福祉士の資格をとり、週2回自宅を開放してボランティアでデイケアを運営しながら、新成年後見制度が創設される際には、社会福祉士会の中心的役割を担ったという委員、あるいは障害のある子供を育てる中で知的障害者の人権・自己決定について考えることが多く、厚生労働省の福祉政策については言いたいことが山ほどあるという委員もいる。また、新人弁護士の中にも、福祉事務所のケースワーカーとして長年勤務し、生活保護の実務に携わってきた、精神障害者関係をやりたくて弁護士になったという委員等、まことに頼もしい限りである。

今まで弁護士会の委員会活動にはかかわりなく、個人的に営々と障害者の権利擁護活動を行ってきた委員が、義務化のために新たな角度から委員会活動に参加されることは、誠に意義深く、当委員会にとってもオアシスにとっても誠に心強いことである。

豊富な知識や経験にもとづいた視点が、きっとオアシスの活動にも生かされることと期待している。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
委員長 中村 順子)

オアシス登録弁護士募集中

オアシスでは、
随時、登録弁護士を
募集しています。

《オアシスの業務》

1. 電話・面接法律相談、出張法律相談
2. 財産管理等に関する弁護士の斡旋
3. 介護・福祉に関する手続・精神保健福祉法に関する手続についての弁護士の紹介 など

《登録資格》

- ・ 弁護士賠償責任保険への加入
- ・ 弁護士経験3年以上

※ 弁護士経験3年未満の弁護士は研修登録となります。

■ 問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205